

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(東京都担当部会)

令和6年2月 13 日答申分

○答申の概要

年金記録の訂正の必要があるとするもの 1件

厚生年金保険関係 1件

厚生局受付番号 : 関東信越（東京）（受）第 2300512 号
厚生局事案番号 : 関東信越（東京）（厚）第 2300140 号

第1 結論

請求者のA社における平成26年12月10日及び平成27年7月10日の標準賞与額を27万6,000円、同年12月10日の標準賞与額を28万円に訂正することが必要である。

平成26年12月10日、平成27年7月10日及び同年12月10日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「厚生年金特例法」という。）第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主が平成26年12月10日、平成27年7月10日及び同年12月10日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男

基礎年金番号 :

生年月日 : 昭和41年生

住 所 :

2 請求内容の要旨

- 請求期間 : ① 平成26年12月
② 平成27年7月
③ 平成27年12月

A社に勤務した期間のうち、請求期間①から③までに支給された賞与について、厚生年金保険の標準賞与額の記録がないので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求期間①から③までについて、金融機関から提出された預金元帳及び同僚から提出された賞与支給明細書（以下「預金元帳等」という。）により、請求者は、当該期間にA社から賞与の支払を受け、事業主により当該賞与から厚生年金保険料を控除されていたものと推認できる。

一方、厚生年金特例法に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求者の請求期間①から③までに係る標準賞与額については、預金元帳等により推認できる厚生年金保険料控除額から、請求期間①及び②は27万6,000円、請求期間③は28万円とすることが必要である。

また、請求期間①から③までの賞与支払日については、金融機関から提出された預金元帳により確認できる賞与振込日から、請求期間①は平成 26 年 12 月 10 日、請求期間②は平成 27 年 7 月 10 日、請求期間③は同年 12 月 10 日とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者の請求期間①から③までに係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、A社の事業主から回答を得られず、これを確認できる関連資料及び周辺事情はないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの厚生年金保険被保険者の賞与額に係る届出を年金事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情がないことから、行ったとは認められない。